

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第4回朝霞市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年11月7日（木） 午後1時30分から午後2時00分まで
開催場所	市役所別館2階 全員協議会室
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>○出席委員（18人）</p> <p>《会長》 渡辺 淳史</p> <p>《副会長》 野本 一幸</p> <p>《被保険者を代表する委員》</p> <p>石崎 ケイ子、伊藤 勉、上野 博、関根 悟、安田 敏男</p> <p>《保険医又は保険薬剤師を代表する委員》</p> <p>青柳 徹二、浅野 修、関 昌之、滝澤 義和、新保 敦子</p> <p>《公益を代表する委員》</p> <p>遠藤 光博、石原 実、東山 とも子</p> <p>《被用者保険等保険者を代表する委員》</p> <p>工藤 敦智、高橋 綾子、岸 哲也</p> <p>○欠席委員（なし）</p> <p>○事務局（6人）</p> <p>《こども・健康部長》 堤田 俊雄</p> <p>《保険年金課》 課長 河田 賢一、課長補佐 平間 雄介、 国民健康保険係長 三浦 純恵、同係主事 増田 耕平、 保健事業係長 岡 裕子</p>
議題	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 審議会等の会議の公開に関する指針</p> <p>4 議事録署名委員指名</p> <p>5 議題</p> <p>（1）令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について</p> <p>（2）朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について</p> <p>（3）その他</p> <p>6 閉会</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議次第</li> <li>資料1 令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）</li> <li>資料2 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）</li> <li>参考資料 朝霞市国民健康保険の制度改革改正に伴う説明会資料</li> </ul>

会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長及び委員2人による確認	
傍聴者の数	2人	
その他の必要事項		

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ■1 開会

#### ○事務局：平間

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第4回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず資料の確認をお願いいたします。

資料につきましては、事前に資料5点送付させていただきました。

資料1-1と1-2といたしまして、「令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第2号（案）」、こちらはA4の2枚刷りとなっております。

次に資料2といたしまして、「朝霞市国民健康保険税条例の改正案について」、こちらはA4の1枚刷りになっております。次に2-1として「新旧対照表」、こちらはA4の両面で5枚刷りとなっております。

次に2-2といたしまして、「改正前後の比較表」、こちらはA4の2枚刷りとなっております。

また、本日追加資料といたしまして、机の上に「会議次第」、資料の差し替えとして、資料2の「朝霞市国民健康保険税条例の改正案について」、そして、「朝霞市国民健康保険の制度改革に伴う説明会資料」の3点を置かせていただきました。

先ほど申し上げましたように、資料2は机上に配布した物への差し替えをお願いいたします。

お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お声がけください。

ここで議事進行を渡辺会長にお願いいたしますく、存じます。

### ■2 審議会等の会議の公開に関する指針

#### ○渡辺会長

それでは、令和6年度第4回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催します。

初めに本日の会議は、「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って進めてまいります。したがいまして、会議は原則公開となりますことから、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。

会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に従って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議の内容が、特定の個人に関する情報を扱う、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。

### ■3 議事録署名委員指名

#### ○渡辺会長

次に、会議録作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録といたします。

会議録署名委員の指名でございますが、お任せいただいても良いでしょうか。

«異議なし»

#### ○渡辺会長

それでは名簿の順に従いまして、安田委員と青柳委員を指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

## ■4 議題

### (1) 令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について【質問】

○渡辺会長

議題（1）令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは、議題（1）令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）につきまして、資料1-1及び1-2に基づきご説明いたします。

初めに資料1-2をご覧ください。

資料の右下27行目、28行目をご覧ください。

今回の補正予算につきましては補正額として2,392万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ110億1,549万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入の概要につきまして、ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

歳入の資料で補正前の額と補正額を比較した表でございます。

はじめに、6行目の右側、事務費繰入金につきましては、51万1,000円を増額し、補正後の額を5,686万3,000円とし、次に、8行目の右側、その他繰入金につきましては、58万7,000円を増額し、補正後の額を1億5,292万9,000円とするものでございます。

いずれも、補正の理由といたしましては、本年10月からの郵便料金の値上げに伴うもので、一般会計から繰り入れるものでございます。

また、9行目の右側、基金繰入金につきましては、2,282万7,000円を増額し、補正後の額を1億3,635万9,000円とするものでございます。

これは、被保険者の保険税還付金及び保険給付費等交付金の国への返還金の増加を見込み、増額しております。

歳入の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の概要につきまして、資料1-2に基づきご説明いたします。

はじめに、3行目の左側、総務費の賦課徴収費につきましては、令和6年10月の郵便料金の値上げに伴い、51万1,000円を増額し、補正後の額を496万7,000円とするものでございます。

次に、8行目の右側、保健事業費の特定健康診査等事業費と9行目の右側、保健衛生普及費につきましては、同じく郵便料金の値上げに伴うもので、5万9,000円と52万8,000円をそれぞれ増額し、補正後の額をそれぞれ1億564万6,000円と4,488万3,000円とするものでございます。

次に、14行目の右側、諸支出金の保険税還付金につきましては、遡っての資格の喪失等に伴う過年度分の保険税を還付するもので、571万7,000円を増額し、補正後の額を2,549万1,000円とするものでございます。

また、17行目の右側、諸支出金の償還金につきましては、過年度分の保険給付費等交付金返還金及び特定健康診査等負担金返還金といたしまして、県への実績報告等に基づき、1,711万円を増額し、補正後の額を5,128万2,000円とするものでございます。

以上が、令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）についての、説明でございます。

○渡辺会長

説明が終了いたしましたが、何かご質問等はありますでしょうか。

ご質問のある方は挙手の上、指名されてから質問お願いたします。

関根委員。

○関根委員

この補正予算第2号につきましては、今説明がありましたとおり、10月から郵便料が値上げされたことに伴うその不足分と、あと諸支出金の保険税還付金や償還金に不足が見込まれるために補正するもので、その不足分については繰入金で対応するものであり、それらの計上については妥当であると考えております。

また3月には補助金などの確定により、もう一度補正予算を計上し、議会に上程すると思われます。しかしながら、私達国民健康保険運営協議会委員の任期は、来年の1月31日までで、実質的には今日のこの協議会が最後となりまして、3月の補正の協議には加わることができませんので、職員の皆様には、今後も国保を取り巻く状況を的確に判断し、慎重に事務を進めていただくことをお願いし、要望とさせていただきます。

以上です。

○渡辺会長

ほかに、質問等ございますか。

«意見なし»

○渡辺会長

質問等ございませんので、お諮りいたします。

令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

«異議なし»

○渡辺会長

異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

（2）朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について【諮問】

○渡辺会長

議題（2）朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは、議題（2）朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）につきまして、ご説明させていただきます。

差し替えでお配りした資料2と資料2-1、資料2-2をそれぞれご覧ください。

資料2は、改正内容の概要、資料2-1は、新旧対照表、資料2-2は、改正前後の税率等の比較表でございます。

2-1の新旧対照表は改正箇所が多いことから、資料2と資料2-2に基づきご説明させていただきます。

こちらの条例ですが、令和6年第4回の本市議会定例会におきまして、国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を議案といたしまして、準備を進めているところでございます。

今回の改正内容につきましては主な改正内容が3点ございます。

1点目につきましては、皆様にお諮りしたとおり保険税率等の改正でございます。

資料2の2主な改正内容（1）にありますとおり、令和6年度第2回運営協議会後においた答申を踏まえ、国民健康保険税率等を段階的に改正するもので、令和7年度の保険税率等を医療保険分の所得割額を7.7%から7.6%に、資産割額を33%から20%に、均等割額を1万2,000円から2万2,000円に、平等割額を1万4,000円から7,000円といたします。

次に、後期高齢者支援金等分の所得割額を2.0%から2.3%に、均等割額を9,000円から1万2,000円といたします。

また、介護保険分の所得割額を1.7%から2.0%に、均等割額を9,000円から1万2,000円とするものでございます。

次に、2点目でございますが、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税に係る後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、本市におきましても、同様の改正を行うものでございます。

なお、基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額につきましては、改正はございません。

改正の内容につきましては、資料2-2の2枚目②課税限度額の改正にありますとおり、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

国民健康保険税全体としての課税限度額については、現行の104万円から、106万円に引き上げることとなります。

3点目でございますが、また資料2に戻りまして、令和6年1月から開始した出産被保険者に係る国民健康保険税の減額措置について、解釈の明確化や体裁を整える旨の国民健康保険税条例参考例が示されたことから、条文を整理、修正するものでございます。

この条例は、令和7年4月1日からの施行を予定しております。

説明につきましては、以上でございます。

○渡辺会長

説明が終了しましたが、何かご質問等はありますでしょうか。

関根委員。

○関根委員

保健事業につきましては今まで何度も支援をお願いしてきたところですが、支援につきましては、今年度どのように進めているのか、お尋ねいたします。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

先日、庁内の部長以下の会議に諮りまして、令和8年度に法定外繰入が認められなくなる保健事業につきまして、一般会計の活用ができるかどうか議論をさせていただきました。

今の進捗状況はそのような状況でございます。

○渡辺会長

関根委員。

○関根委員

ありがとうございます。

令和8年度ということですけれども、支援につきましては、一般会計から確保するなど今後も積極的に進めていただきますようお願いし、要望とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○渡辺会長

　浅野委員。

○浅野委員

　今の補正額について、いろいろ説明していただいた中で、わかったところとわからぬいところとありますけれども、その中で、国民健康保険税の税率を改正することによって税収はどのくらい増えると思っていますか。

○渡辺会長

　三浦係長。

○事務局：三浦

　令和6年度の当初賦課時点との比較になってしまふのですけれども、令和6年度と比較しますと令和7年度当初調定額として9,380万3,000円の増と見込んでおります。

　収納率を考慮した場合につきましては、8,768万7,000円の増として試算しております。

　なお、令和6年の当初賦課時点の国民健康保険加入者数としては2万2,815人だったのですけれども令和7年度は例年で見ると加入者数は2%ずつ減っている状況がありますので、2万2,359人として試算しております。

　以上でございます。

○浅野委員

　1世帯当たり平均的な影響額はどのくらいになりますか。

　だいたい増額となるのか減額となるのか、すぐにはわからないと思いますけど、いかがでしょうか。

○渡辺会長

　三浦係長。

○事務局：三浦

　1世帯当たりの影響額につきましては、固定資産の有無や世帯を構成する家族の人数によっても変わってきます。第2回の際に配布した資料において、4世帯分のモデルケースをもとに状況をお示しましたが、世帯員が多いほど増額の幅が大きい一方、固定資産をお持ちの方は減少する傾向にあります。

　先ほど申し上げました当初賦課時点における調定額を単純に加入者数で割った場合、令和6年度と令和7年度で1人当たりになつてしまふのですが、1人当たりの調定額として比較しますと、年額で6,486円、1月当たり540円の増となる試算でございます。

　以上です。

○渡辺会長

　ほかに、ご意見等ありますでしょうか。

　《意見なし》

○渡辺会長

　それではお諮りいたします。

　朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

　《異議なし》

○渡辺会長

異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

(3) その他

○渡辺会長

それでは、議題（3）について、事務局から報告等ありますか。

三浦係長。

○事務局：三浦

本日追加で配布した説明会資料をご覧ください。

説明会につきましては、明日11月8日と11月19日の2回にわたって開催いたします。11月8日は朝霞台駅方面の産業文化センターで、11月19日は朝霞駅方面の中央公民館・コミュニティセンターでそれぞれ開催いたします。

広報あさか10月号、市ホームページ、メール配信サービスなどを活用し周知しましたが、本日現在の参加申し込みですけれども、明日の8日が7人、19日が11人でございます。お配りした資料をもとに説明することを考えておりますので、参考にご一読いただければと思います。

○事務局：河田

委員の皆様の任期が1月31日をもって満期となることから、今回をもちまして最後の会議となりますので、ご報告させていただきます。

改めて委員の依頼等につきましては、後日団体等を通じてご依頼等はさせていただきます。

また公募委員につきましても、広報等で公募してまいりたいと思っております。以上です。

○事務局：平間

課長の方から申し上げたように運営協議会委員の任期の方は1月31日までとなっておりますが、一応次回の運営協議会の予定ですけれども、来年2月上旬に予定しております。

以上で、事務局から連絡を終了いたします。

■5 閉会

○渡辺会長

ほかに何かございますか。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第4回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

スムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(了)